

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース 2007 年 5 月第 51 号

テーマ：フィナンシャル・リテラシー（金融経済教育）

以下の要旨は 35 秒でお読みいただけます。

要 旨

昨年 6 月成立した金融商品取引法は、その一部が既に施行されていますが、今年 9 月ころに全面的に施行される予定です。技術的・専門的側面も強く、政令などの制定をみないと、実務上の運用がスムーズに行かないとされます。すでに施行令・内閣府令案が公表され、実施面での準備体制が整いつつあります。

今月は、この問題に造詣の深い栗原 脩弁護士（あさひ法律事務所）に、今回の改正の一つのテーマでもある「フィナンシャル・リテラシー（金融経済教育）」の問題にスポットをあて、解説をいただきます。

海外諸国が国家的な戦略の一つという問題意識に立ってこのテーマに取り組んでいるのに対し、わが国のこれまでの取り組みはまだ不十分であるといわざるをえません。

資産運用の専門家でない一般の個人が、金融資産の形成を図っていくためには、投資に関する基礎的な知識、特にリスクの分散や投資における時間軸の重要性などの理解が欠かせません。現状、ともすれば株式の売買ゲームに取り組むことが投資教育の第一歩であるかのような報道が行われる傾向にありますが、適切な基本知識を身につけることが不可欠です。フィナンシャル・リテラシーの向上策には民間部門の創意工夫を生かした取り組みが求められます。



「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから → <http://www.gtjapan.com/library/index.html>

本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。

太陽 ASG グループ マーケティング コミュニケーション担当 田代知子 Tel: 03-5770-8860 Email: t-asgMC@gtjapan.com

フィナンシャル・リテラシー（金融経済教育）

あさひ法律事務所
栗原 脩（弁護士）

金融商品取引法の全面施行へ

金融商品取引法の関連政令・内閣府令案が本年 4 月 13 日に公表され、パブリックコメントの手続が開始された（5 月 21 日締切り）。この法律は技術的・専門的な性格のものであるため政令・内閣府令への委任事項が多く、また従来の政令・内閣府令の整理統合が行われることもあって、膨大な内容となっている。実務への影響も大きいことから関心も高く、多くのコメントが寄せられたものと思われる。また、本年 9 月ころの施行⁽¹⁾が予定されていることも併せて公表された。

(1) 今回の証券取引法の改正は段階的に施行されており、既に罰則の強化、公開買付制度の見直し等は施行済みである。今次施行の際には法律の題名改正も施行され、金融商品取引法になる。



金融経済教育の規定に注目

今回の改正のなかで、マスコミの報道等では地味な取扱いにとどまっているものの、金融経済教育に関連する規定が新たに設けられたことは注目されてよい。金融商品取引業協会と認定投資者保護団体に関する金融商品取引法の規定のなかで、それぞれの組織が金融に係る知識の普及、啓発活動および広報活動を通じて金融商品取引業の健全な発展と投資者の保護の促進に努めなければならない旨が定められた。努力規定ではあるが、金融経済教育の理念と当事者の役割が法令上明記されたことの意義は決して小さくないであろう。

これまでの取組み

これまでのわが国における取組みを簡単に振り返ってみると、金融審議会の答申「21 世紀を支える金融の新しい枠組みについて」（2000 年 6 月）は、新しい法的な枠組みとしての金融サービス法制定の必要性を述べたものであるが、併せて金融分野における消費者教育の推進の必要性についても指摘している。その後、金融庁によって、2002 年に「金融サービス利用者コーナー」がホームページに設けられ（現在の名称は「金融サービス利用者相談室」）、小学生や中・高校生向けの金融についての副教材・パンフレットのホームページへの掲載、各地でのシンポジウムの開催等が行われてきている。また、2005 年には金融担当大臣の私的懇談会として金融経済教育懇談会が設置され、同年 6 月に「論点整理」が公表された。金融経済教育の必要性とその実施に際しての問題点など、いろいろな問題意識がうかがわれ興味深い内容となっているが、そのなかで初等中等教育段階と社会人・高齢者段階の 2 つのステージにおける教育や啓蒙活動の必要性が謳われていることは特記されよう。

海外諸国では戦略的に取り組む

海外では、このテーマは一般にフィナンシャル・リテラシーとそのレベルアップの問題として取り上げられるようであるが、リテラシーとは読み書きの能力のことであり、誰もが身につけるべき基礎的な知識・素養という意味あいでも用いられる。欧米諸国においては、フィナンシャル・リテラシーのレベルアップは重要な政策課題として位置づけられている。米国の例をみると、連邦諸機関が取り組むべき横断的テーマとされ、財務省が中心となって 20 の機関によって構成される「フィナンシャル・リテラシーおよび教育委員会」が組織されている。このような場で関係機関の間での共通認識の形成が行われるとともに、いろいろなプロジェクトが実施されている。昨年 6 月には、「Taking Ownership of the Future」と題するレポートが公表されたが、その副題は「The National Strategy for Financial Literacy」であり、フィナンシャル・リテラシーの向上策が国家的な戦略としての性格をもつものとして位置づけられていることは注目を要しよう。

テーマは自己防衛力の向上に・・・

米国における論議をみると、フィナンシャル・リテラシーの問題は、個人が自らの生活設計や将来の返済能力を十分考慮して住宅ローンや消費者ローンを利用するようという角度から取り上げられることが多いという印象である。また、過剰借入の抑制という目的にとどまらず、「知識を身につけた借り手は、詐欺的な仕組みや悪用に対しても抵抗がある」（グリーンSPAN前 FRB 議長）という指摘にみられるように、悪質な業者に対して消費者の側が自己防衛力をつけるためにも金融に関する知識水準の引き上げが重要であると問題意識がある。

SEC（米国証券取引委員会）も投資教育に注力

上記のレポートにおいては、13 の章立てのなかでいろいろなテーマが取り上げられているが、投資家保護と題する第 7 章では、消費者への偏りのない中立的な情報の提供、商品性（特に手数料）に関する理解の向上、教育の努力を進めることによる詐欺的取引からの防衛という 3 つのサブタイトルに分けて分かりやすく記述されている。また、SEC は、フィナンシャル・リテラシーの向上が重要な課題であることを委員長の議会証言やスピーチなど、さまざまな機会をとらえて強調しており、インターネットを利用した各種の情報提供手段を設けている。そのなかで、投資家の注意を喚起するために仮設の詐欺的スキームを掲載するサイト（fake scam site）を設けていることが注目される。あたかも実在する企業のウェブサイトのようにつくられているもので、www.McWhortle.com はその代表的なサイトである。



www.McWhortle.com

このように欧米諸国においては、フィナンシャル・リテラシーの向上策が戦略的な見地から取り組まれているが、これは利用者の便宜や詐欺的スキームからの保護という観点のみならず、健全な市場の発展を促すことが経済全体の成長・活性化のために不可欠であるという認識がその背景にあるのではないと思われる。

わが国の方向性は・・・

一方、わが国では、このテーマは「投資教育」の文脈で論じられることが多い。しかしながら、「投資」ととどまらず、広く金融全般に関する知識水準の引き上げという視点から取り組まれるべきであろう。詐欺的なスキームの被害が毎日のように報道されているが、預貯金から一挙にハイリターンを喧伝する金融商品⁽²⁾に手を出してしまうケースが珍しくなく、どこか中間が抜けている感が否めない。多くの場合において、勧誘を受ける側にリスクとリターンについての基本的な理解があれば、ブレーキがかかったのではないだろうか。最近の詐欺的商法等による投資家被害のかなりの部分が中高年齢層を巻き込んだものであり、一人当りの被害金額が大きいケースも少なくないことを考慮すれば、社会人・高年齢層を対象とする実践的な金融経済教育を幅広く実施していくことが喫緊の課題となっているといえよう。

(2) 報道されているところによれば、このような詐欺的スキームにおいては元本確保型であるかのような体裁をとっている、あるいはそのようなイメージを持たせるセールストークをしているものが少なくないように見受けられる。

株式の売買ゲームが出発点ではない

また、最近では株式の売買ゲームをやってみることがあたかも投資教育の第一歩であるかのような報道の例がしばしばみられる。テレビの場合、パソコンの画面の前で小・中学生がキーボードをたたきシーンに絵になりやすいという事情もあるのかもしれない。経済の仕組みやマーケットに関心を持たせる、あるいは市場取引に慣れるという点からはそれなりに意味があるのかもしれないが、いささか技術論先行の感がある。短期売買の繰り返しは金融資産の形成として結実するとは限らず、実際にはむしろ逆の結果に終わる場合が少なくないのではないだろうか。チャールズ・エリス（米国、金融

コンサルタント) が指摘しているように、「売買は運用のプラスアルファの部分にすぎない。」
(「敗者のゲーム(新版)」) ことに留意すべきであろう。

投資の基本についての理解が先決

一般の個人を対象とする投資教育についていえば、まずは投資のあり方に関する基本的な事項、すなわち投資の時間軸、許容しうるリスクの程度とリスク分散の仕組み、金融資産の価値の評価方法(たとえば株式の評価尺度とその限界)、インフレーションと投資の関係、株式市場の騰落の歴史(特にバブルの形成・崩壊のメカニズムやその過程における「群れの心理」の作用)についての理解を深めることがポイントであると思われる。なかでも、個人の場合には、企業やマーケットに関する情報や運用技術についての知識・経験が限られるというハンディキャップはあっても、決算期を意識することなく時間軸を長くにとって投資に臨むことができるという優位性がある。短期的な相場のアップダウンもならしてみると相殺される傾向があり、こうした時間のファクターについて理解しておく



ことが肝要であろう。欧米(特に米国)では、資産運用やファンドマネジャーについての著作が、ファンドマネジャー自身が執筆したものを含めて数多く出版されており、一般人にとっても参考になるものが少なくないが、わが国では未だしの感がある。資産運用業の立場からも、積極的な情報発信が試みられてよいのではないかと思われる。

民間のイニシアティブが重要

金融資産形成の問題を議論することは、ともすれば「金儲けの話」と受けとめられてどことなく遠慮される雰囲気がないとはいえないところがあり、またこの問題を「教育」の一環として位置づけることに対しては伝統的な教育の担い手の側に抵抗感があるように見受けられる。しかし、市場経済の仕組みのうえに経済社会が成り立っている以上、金融について正確な知識を持つことは不可欠であろう。フィナンシャル・リテラシーの向上策については、確立した方法論があるというわけではなく、また既往の教育の仕組みのなかにうまくおさまるかどうかも未知数である。むしろ、いろいろな形でボランティア的な努力を織り込みながら取り組んでいく方がうまくいく可能性があるようにも思われる。民間のイニシアティブに負うところが少なくない分野であり、また公的部門との相互補完が有効であろう。関係各方面の自主的な創意工夫と意欲的な取組みが期待される。

以上

執筆者紹介：

栗原 脩(くりはら おさむ)

あさひ法律事務所 弁護士

1945 年(昭和 20 年)10 月 25 日 生まれ

1968 年 3 月 東京大学法学部(第一類)卒業

<職 歴>

1968 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行

1996 年 6 月 取締役証券部長

1998 年 4 月 興銀証券株式会社 常務取締役

2000 年 10 月 みずほ証券株式会社 常務執行役員

2001 年 6 月 株式会社日本興業銀行 参与

2002 年 4 月 司法修習生(第 56 期)

2003 年 10 月 司法修習終了

同 上 弁護士登録(第二東京弁護士会)

同 上 あさひ・狛法律事務所

(現あさひ法律事務所)入所

現在に至る